

12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、7年度は7,043件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

7年度は虐待に関する相談1,694件、養育に関する相談3,253件、不登校に関する相談58件、育児・しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）3,931件で、計8,936件の相談があった。

●児童虐待防止

1 要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、子ども家庭支援センターを要対協の調整機関として指定している。

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

6年6月、子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都練馬児童相談所が設立され、都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員が、日常的に情報共有・協議などを実施している。都区連携協定を締結し、初期対応機関の振り分け会議や都区合同の検討会議、虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施し、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設への入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるように

なった。また、定期的に都区連携会議を開催し、都区が緊密に連携し、迅速かつ一貫した児童相談対応を行うための体制の構築について検討・調整を行うとともに、会議等への相互出席や都区合同研修の実施を通じて、職員の専門性を高め、児童相談体制の強化に取り組んでいる。

7年度の振り分け件数は68件であった。また、都区合同研修を3回、都区連携会議を12回開催した。

3 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が、区内の子どもが利用する保育所等の関係機関を訪問し、課題や不安を抱える児童家庭の情報を収集するほか、子育て情報の提供等を行い、早期に必要な支援につなげている。

7年度の巡回施設数は641施設であった。

4 養育支援訪問事業

(1) 児童虐待の再発防止等支援事業

子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加えて、地域子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問し、相談支援と子育て支援サービスを組み合わせた取組を実施している。

7年度は訪問世帯数9世帯、延べ児童数242人の利用があった。

(2) 見守り訪問事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供等のための専門的相談支援を行っている。

7年度は訪問世帯数40世帯、延べ児童数797人の利用があった。

5 子育て世帯訪問支援事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、ヘルパーを派遣している。3か月を経過する日までの期間内で、96時間までの派遣を行っている。

7年度は訪問延べ世帯数35世帯、860.5時間の利用があった。

6 要支援家庭ショートステイ事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改

善を図るため、児童を最長14日間施設で養育することで児童および保護者への支援を行っている。事業の種類には、児童のみを対象とした「子ども型」と児童とその保護者を対象とした「親子入所型」がある。

7年度は子ども型が延べ263人、親子入所型は2組延べ17日の利用があった。

〔実施施設〕		8年4月1日現在
実施施設	種類	対象年齢
聖オディリアホーム乳児院	子ども型	生後2か月～2歳未満
	子ども型	2歳～小学校6年生
	親子入所型	生後4か月～小学校6年生
陽だまり荘	子ども型	小学生～18歳未満
錦華学院	子ども型	小学生～18歳未満

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

7年度は3,044件（うち電話相談は172件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。7年度の「第43回練馬こどもまつり」は区立児童館17館、厚生文化会館、地区区民館21館の全39会場で開催し、延べ14,557人が参加した。

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、児童手当、第3子誕生祝金および子ども医療費助成を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

高校生年代まで（18歳に達した年度の末日まで）の児童の保護者に支給している。7年度末現在の支給児童数は97,897人である。支給月額はずぎのとおり

である。

〔児童一人当たり支給月額〕		(単位：円) 7年度末現在
対 象		金 額
3歳未満		15,000
3歳～高校生年代（18歳に達した年度の末日まで）		10,000
第3子以降（一律）		30,000

2 児童育成手当

(1) 育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、あるいは父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度の末日までの児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童1人につき13,500円、7年度末現在の支給児童数は6,027人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害がある20歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者1人につき15,500円、7年度末現在の支給対象者数は410人である。

3 第3子誕生祝金

第3子以降の子どもが出生した保護者のうち、つぎの要件を全て満たす父または母を対象に子ども1人につき10万円を支給している。7年度は492人に支給した。

- ・今回出生した子どもを含めて、3人以上の18歳に達した年度の末日までの子どもと同居し養育している
- ・第3子以降の子どもの出生日の1年以上前から区内に居住している
- ・祝金を受給した後引き続き1年以上、第3子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある

4 児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度の末日まで（心身に一定程度の障害がある人は20歳未満）の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定額以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童1人の場合の7年度末現在の支給月額は、全部支給は46,690円（一部支給は46,680円～11,010円）、2人目以降は1人につき11,030円（一部支給は11,020円～5,520円）加算となる。7年度末現在の支給児童数は4,032人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害がある 20 歳未満の施設に入所していない人の保護者に支給している。

7 年度末現在の支給月額、1 人につき重度障害児は 56,800 円、中度障害児は 37,830 円、7 年度末現在の支給児童数は合わせて 571 人である。

6 子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に小・中学生医療証、高校生年代まで（18 歳に達した年度の末日まで）の子どもには高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成している。

7 年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が 35,817 人、小・中学生医療証が 52,933 人、高校生等医療証が 17,932 人、合計 106,682 人である。

7 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母に重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について、保護者が支払う自己負担分（高額療養費および入院時食事療養標準負担額を除く）の全部または一部を助成している。7 年度末現在の対象人員は 2,667 世帯、2,715 人である。